

Q&A【第4次募集分】

番号	施設種別	質問内容	回答
1	P	<p>○様式2-P「3 施設床数等」の記載方法について 例えば全体床数50床の施設において、既に30床が特定施設になっていて、残り20床分を応募しようとする場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体床数 50床 ・既存の特定施設床数 30床 ・今回希望する床数 20床 <p>という記載方法でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
2	P	<p>○資金計画書及び収支見込書について 全体床数の7割が既に特定施設となっており、残りの3割を住宅型から特定施設に変更を希望する際には、資金計画及び収支見込については変更を希望する部分の面積で按分すればよいか。それとも施設全体が特定施設となった場合を想定すればよいか。</p>	<p>資金計画については、3割分を住宅型から特定施設へ変更する際に発生する費用等を記載してください。 収支見込については、施設全体が特定施設となった場合を想定してください。</p>
3	N	<p>既存施設の増床の場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①既存施設がユニット型で増床部分が従来型という整備は可能か。もしくは、増床部分もユニット型となるのか。 ②既存の老健施設と増築した部分を渡り廊下でつなぐ方式での増床は可能か。 ③給食厨房について、増床に応じた規模の増設も検討可能か。 	<ol style="list-style-type: none"> ①既存のユニット型施設に従来型施設を増床することは可能です。 ②そのような増床も可能です。 ③既存施設の厨房設備を増設することは可能です。
4	N	<p>通所リハビリテーション、訪問看護、居宅介護支援は基準を満たせば併設は可能か？可能であれば、通所リハビリテーションの定員数などに制限はあるか？</p>	<p>通所リハビリテーション、訪問看護、居宅介護支援の併設について、制限はありません。また通所リハビリテーションの定員についての制限もありません。 併設を希望する場合には、提出する事業計画書等において、その旨明示してください。</p>
5	N	<p>第1次募集の際に、盛岡市が定める「老人福祉施設等整備補助金」の対象施設として「介護老人保健施設 1施設 43,750千円」を掲示していたが、第4次募集要項においては未掲示であった。 今回の第4次募集「介護老人保健施設」は、補助金の対象になるのか？</p>	<p>第4次募集についても、補助制度を実施する見込みですが、現段階では確約できません。補助額については、第1次募集と同様、「1施設 43,750千円」を参考としてください。</p>